

令和8年度

小学校施設整備事業

川上小学校屋外便所新築工事(機械)

仕様書

施 工 場 所 東広島市八本松飯田五丁目

## 特 約 事 項

受注者は、工事施工業者の社会的責任において信義、誠実に施工するとともに次の事項について十分遵守すること。

1. 本工事の施工にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図ること。また、関係法令等に基づく関係官公署等への必要な届出手続きを遅滞なく行うこと。
2. 本工事は建築・機械の区分により、分離発注予定である。施工管理、工程調整等については全社で十分協議のうえ、工事の進捗を図ること。
3. 工事着工に先立ち、資材調達見込みについて発注者へ報告し、発注者と協議のうえ、全体あるいは関連する一団の工事について工事継続が可能であると判断されたのちに工事着工すること。
4. 次の各号の場合において、工事着手前に工事を一時中止する場合がある（後日、一時中止に伴い工期延期する場合もある）。この場合、工事の一時中止（及び工期延期）に伴う請負代金額の変更等を行わない。（工事着手後の一時中止（及び工期延期）についてはこの限りではない。）
  - 1）建築工事等、本工事と密接に関連する他の工事（以下「関連他工事」という）の入札不調が発生した場合
  - 2）関連他工事において工事一時中止した場合
  - 3）3.の協議により工事継続が不可能と判断された場合
5. 本工事以外に同敷地内において別途工事（川上小学校グラウンド屋外放送設備設置工事）を行う予定である。そのため、同時施工する場合の調整等を密に行い、工事車輛の経路、配置及び資材置き場等の意思疎通を図り、互いが円滑に施工できるよう工程調整に努めること。なお、別途工事の進捗が遅く、本工事に影響がでる場合は、早急に実施工程表を見直し、監督職員と協議を行うこと。
6. 工事期間中（学校の長期休み期間を含む）についても学校施設を使用するため、停電、断水等に配慮し、大型車両での搬入等については、学校施設管理者と協議・了解を得た上、施設利用に支障のないよう工程の調整に努めること。

7. 工事内容及び工程等については、施設利用に支障のないよう調整に努め、事前に学校施設管理者へ通知すること。
8. 工事期間中の学校行事は契約後に別途教育委員会より通知する予定である。なお、原則として学校運営に支障をきたす現場作業等（騒音・振動・学校運営する上での動線封鎖等）が考えられる場合は、事前に監督職員及び学校施設管理者と協議を行い、実施の可否を決定すること。  
※定例の学校行事の抜粋＝入学式・卒業式・運動会・学習発表会・参観日・各種予行練習期間など
9. 仮囲い等仮設物の設置に関しては、図面 M-10 を基に別途発注予定の『川上小学校屋外便所新築工事（建築）』において対応するが、監督職員と十分協議のうえ、安全対策に万全を期すこと。また、原則、登下校時間内の工事車両の搬出入は避けること。
10. 工事関係車両の駐車場は、仮囲い内とする。更に駐車場が必要な場合は、受注者において対応すること。
11. 現場作業時間は、原則 8:30～17:00 とする。なお、現場入場できる時間は児童の登校が完了した後とする。（詳細時間は学校顔合わせ時に施設管理者へ確認し決定する）ただし、やむを得ない事情等により終了時刻を超える場合であっても 18:00 を限度とするが、現場条件及び工程の進捗状況等により監督職員の了承が得られた場合はこの限りではない。
12. 工事期間中は別途予定発注の『川上小学校屋外便所新築工事（建築）』にて交通誘導警備員を配置する予定であるが、下水接続工事及び舗装工事時には、適宜交通誘導警備員を配置し、安全対策に万全を期すること。  
交通誘導警備員の配置人数は、工事着手後、規制を要する日から合計 5 人を見込んでいる。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の人数変更が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行ったうえで変更対象とする。
13. 現場着手に先立ち、施工計画（工程計画・品質管理計画・仮設計画・安全管理計画等）作成のための現地調査等を十分に行うこと。なお、調査に際しては、施設管理者と調査方法・日時等を協議し、施設利用に支障のないように行うこと。
14. 近隣から苦情等が発生した場合は、誠実に対応すると共に、監督職員と十分協議の上、受注者の責任において処理すること。

15. 万一、工事が原因で、近隣及び公共施設等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償すること。
16. 工事が原因で関係者及び近隣住民等への日常生活に影響を及ぼす恐れのある次の事項などに十分留意し、看板の設置等による工事内容の事前周知、関係者に説明、協議を行い、工事の進捗を図ること。
  - ・騒音、振動、防塵、電波障害等
  - ・工事関係車両の進入路及びやむを得ない通行止め
  - ・工事関係車両の駐車禁止及び待機場所の確保
  - ・公共施設などに影響を及ぼした場合の復旧
17. 本工事は、低価格入札の場合、東広島市建設工事執行規則（平成10年東広島市規則4号）第41条第7項の規定により中間検査を行う。実施日時については監督職員と議のうえ予定時期を実施工程表に明示して決定する。
18. 本工事に支障ある埋設物及び障害物などの処理は、監督職員の指示に従い施工すること。
19. 土工事等で発生した排水を水路・側溝に放流するときは、濁水処理を行うこと。また、工事車両が敷地から道路に出る際には、道路に土砂等を出さないよう、十分留意すること。また、道路に土砂等が出た場合は、適宜清掃を行うこと。
20. 現場工事中又は完了後に一部引越し作業や通信接続作業を行う必要がある場合は、当該作業を行う関連会社、施設管理者からの問合せ、協議や依頼に対して誠実に対応し、円滑に当該作業が行えるように取り計らうこと。
21. 工事目的物及び工事材料を建設工事保険等に附すること。保険契約締結後は、速やかに証券等の写しを提出すること。
  - ①期間は、現場作業着手日から工期末日までとする。

ただし、受注工事毎に附する保険の場合ではなく、受注者が一定の期間内に受注する工事全体に対する保険の場合で、工期途中で保険契約満了日を迎える場合は、新契約の証券等の写しを提出すること。
  - ②保険は、請負額相当額に対し附すること。

22. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- ① 受注者は、建設工事請負契約約款第 47 条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- ② 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。
23. 労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。
24. 当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。
- 当該工事で見込んでいる再資源化施設、運搬距離  
（名称）カワモトリサイクルセンター  
（所在地）東広島市志和町字塚土山 10001  
（運搬距離）約 7.1 k m
25. 給水設備新設等の工事については、水道企業団指定給水装置工事事業者の指定を受けている者が施工すること。
26. 排水設備新設等の工事については、東広島市排水設備指定工事店の指定を受けている者が施工すること。
27. 本工事は、週休 2 日適用工事（受注者希望型）であり、「東広島市週休 2 日適用工事等実施要領（営繕工事）（最新版）」に従うこと。

## 特記仕様書

### 主任技術者又は監理技術者の配置等

#### 1 主任技術者又は監理技術者の専任期間等

専任が義務付けられた工事に配置される主任技術者又は監理技術者の専任期間について、次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。

- (1) 工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 工事用地等の確保が未完了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

- (4) 工事完成後、検査が終了し、引渡しを受けるまでの期間

#### 2 主任技術者又は監理技術者の変更の特例

次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは、主任技術者又は監理技術者の変更ができるものとする。

- (1) 受注者の責によらない理由により工期が延長された場合であって、延長前の工期を経過したとき。
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお、いずれの場合も発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

## 特記仕様書

### <現場代理人の常駐義務の緩和>

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合」として取扱う。

- (1) 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (3) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (5) 上記(2)、(3)、(4)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (6) その他、特に発注者が認めた期間

### <現場代理人の兼務>

- 1 現場代理人の兼務については、「技術者等の適正配置について」によるものとする。
- 2 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、現場代理人兼務承認取消書により、その承認を取消すものとする。
  - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
  - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
  - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
  - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
  - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
  - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。

※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあつては昭和49年4月20日以前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあつては平成17年2月7日以前の町の区域とする。

## 建設副産物の取り扱いに関する特記仕様書

### 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

### 2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

### 3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

### 4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

## 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

なお、対象となる工事は請負代金額が 100 万円以上、または建設発生土の搬出が 500m<sup>3</sup> 以上の工事を対象とする。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 3 条第 7 項又は第 4 条第 1 項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
  - ①当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という）第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
  - ②当該行為が盛土規制法第 21 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記①、②に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

## 6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

## 7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

## 8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

## 工事中情報共有システムに関する特記仕様書

### 1 工事中情報共有システム（受注者希望型）

- (1) 本工事は、工事中情報共有システムの対象（受注者希望型）である。
- (2) 契約締結後速やかに、事前チェックシートにより監督職員と協議を行い、情報共有システムの利用の可否の結果について、工事打合せ簿等により整理をすること。
- (3) 本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。  
広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）  
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>
- (4) 工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。なお、情報共有システムを利用しない場合は、請負代金額の変更対象とする。
- (5) 利用にあたっては「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要領（建築工事）」に基づくこと。
- (6) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。

この場合においては、次のとおりとする。

- 1) 「1.3. 適用する基準」のうち、「土木工事監督規定（広島県）」および「土木工事監督実施要領（広島県）」は「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と、「土木工事検査規定（広島県）」とあるのは「東広島市建設工事検査規定」と、「土木工事検査技術基準（広島県）」とあるのは「土木工事検査技術基準（東広島市）」と読み替えるものとする。
- 2) 「CAD 製図基準（国土交通省）」および「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）」は適用しない。
- 3) 「4. 検査」は適用しない。
- 4) 検査は、監督職員と協議のうえ、紙媒体による検査と電子検査の併用とすることができるものとする。
- 5) 受注者は、工事中情報共有システムにより処理した工事完成図について、電子成果品として納品するほか、紙の成果品も納品すること。
- 6) 書類提出をシステム登録とするものについても、以下の場合には紙媒体での提出を一部ずつ求めるものとする。
  - ① 施工体制台帳及び施工計画書。
  - ② 図面等が A3 サイズで視認困難なもの。（目視により確認できるサイズにより、紙媒体での提出を求める。）





空 気 調 和 ・ 換 気 設 備	1. 設計用温湿度条件	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外 気 条 件</th> <th colspan="4">室 内 (調整目標値)</th> </tr> <tr> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度</th> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>30.0℃</td> <td>64.0%</td> <td>28.0℃</td> <td>45%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>9時</td> <td>34.3℃</td> <td>52.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12時</td> <td>35.2℃</td> <td>50.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14時</td> <td>34.7℃</td> <td>51.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16時</td> <td>30.0℃</td> <td>70.0%</td> <td>19.0℃</td> <td>40%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		外 気 条 件		室 内 (調整目標値)				温度 (DB)	湿度	温度 (DB)	湿度	温度 (DB)	湿度	夏季	30.0℃	64.0%	28.0℃	45%	℃	%	9時	34.3℃	52.0%					12時	35.2℃	50.0%					14時	34.7℃	51.0%					16時	30.0℃	70.0%	19.0℃	40%	℃	%	冬季						
		外 気 条 件		室 内 (調整目標値)																																																					
温度 (DB)		湿度	温度 (DB)	湿度	温度 (DB)	湿度																																																			
夏季	30.0℃	64.0%	28.0℃	45%	℃	%																																																			
9時	34.3℃	52.0%																																																							
12時	35.2℃	50.0%																																																							
14時	34.7℃	51.0%																																																							
16時	30.0℃	70.0%	19.0℃	40%	℃	%																																																			
冬季																																																									
2. 配管材料 ※重複して適用の場合の 使用区分は図示による	1) 冷水・温水・冷温水 ・ 配管用炭素鋼管 (白管) 2) 膨張・空気抜・補給水 ・ 配管用炭素鋼管 (白管) 3) 冷却水 ・ 配管用炭素鋼管 (白管) 4) 冷媒 ・ 断熱材被覆鋼管 5) 空調用給水 ・ ステンレス鋼管 (SUS304) 6) 空調用排水 ・ 硬質PVC管 (VP) ・ 結露防止層付硬質塩化ビニル管																																																								
3. 弁類	図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。																																																								
4. 空調機用トランプ	トランプの形式はフオートボール式 (床置き) ※ FRP製保温型																																																								
5. 鋼板製煙道	1) 厚さ ※ 3.2mm ・ 4.5mm 2) ばい煙濃度計 ・ 取付ける ・ 取付けない ・ 取付産を取付ける																																																								
6. ばい煙濃度計	3) ばいじん量測定口 (80φ×2) ※ 取付ける ・ 取付けない 4) 伸縮継手及び掃除口は図示による。 投光器及び受光器は、送風器付きとする。 標準型、低騒音型、超低騒音型の規定は、日本冷却塔工業会の騒音基準値による。																																																								
7. 冷却塔	コイル通過後のケーシングに隣る表面結露対策は ※ 不要 ・ 図示による。 風量30.000m <sup>3</sup> /hを超える機器の許容騒音レベルは、図示による。																																																								
8. ユニット形 空調機	冷水水管の接続部 (往・還) にはボール弁を取付ける。 ※ 流量調整弁 ・ 定流量弁を取付ける。 (定流量弁の場合は ・ ダイアフラム式流量可変式 ・ カートリッジオリフィス形) 床置形にはサブドレンパンを設ける。材質等はドレンパンに準ずる。 インバーター機の表示された能力は、型番で決定する。 内外渡配線は、原則として冷媒管と共巻きとする。(エアコン含む) パッケージ形空調機の記載による。																																																								
9. ファンコイルユニット	リモコンの系統区分は図示による。																																																								
10. パッケージ形 空調機																																																									
11. マルチパッケージ形 空調機																																																									
12. 集中管理リモコン ・ 個別リモコン																																																									
13. オイルポンプ	形式 ※ 渦流形 ・ 歯車形																																																								
14. 地下オイルタンク	1) 据付け方法は ※ 標準図 (施工32) (二重殻タンク) ・ 標準図 (施工33) (タンク室有り) 2) 保護被覆は ※ FRP ・ エポキシ樹脂 ・ アスファルト 3) 遮断油量指示装置 (液面計は ( ・ 抵抗変位式 ・ 磁変式) で ( ・ 屋内 ・ 屋外) より油量監視用) を取付ける。 4) 基礎杭は ※ 不要 (但し杭は ※ 別途工事 ・ 本工事) 5) 土留め工事は ※ 不要 ・ 要 ( ・ 本工事 ・ 別途工事) 油面計はゲージ式 (側圧式) とする。 1) ※ 低圧ダクト ・ 高圧1ダクト ・ 高圧2ダクト ○ スパイラルダクト 2) 長方形ダクトは ・ コーナポルト工法 (共板フランジ又はスライドオンフランジ) (ただし、長辺が1500mmを超えるものは アングルフランジ工法とする) ・ アングルフランジ工法 3) 防火区画を貫通するダクトは、その貫通する部分の前後150mmを 1.6mm厚鋼板製とする。 4) 厨房用ダクトの板厚は「火災予防条例原則の運用について」による。 1) シーリングディフューザーの接続は標準図 (施工49) を参考とする。 2) 接続するダクトの施工が困難な場合はフレキシブルダクトを使用しても よい。 3) 線状吹出口には、長さ+100×300×300Hの接続チャンパー を設ける。 4) 外壁に面するガラリにチャンパー等を設ける場合は、雨水等を自然に 排出できるよう勾配をつける。																																																								
15. オイルサービスタック ⑩ ダクト																																																									
17. チャンパー等																																																									
18. 吹出口・吸込口の ボックス																																																									
19. グリス除去装置	・ グリスエクストラクター ・ グリスフィルター 標準仕様書によるほか図示した箇所及び下記の箇所に取付ける。 ・ 空調機のサブライチャンパーからの分岐ダクト ・ 外気取入れダクト 標準仕様書によるほか図示した箇所及び下記の箇所に取付ける。 ・ 空調機、全熱交換器廻りの送気ダクト、外気ダクト及び給気ダクト 機器付属以外の温度計は ※ バイメタル式温度計 ・ ガード付き温度計																																																								
20. 風量測定口	標準図によるほか図示した箇所に取付ける。																																																								
21. 温度計	・ メカニカル形 ・ 風速センサー形																																																								
22. 圧力計	1) エア漏れを生ずると思われる配管箇所には、必要に応じて操作の容 易な位置にエア抜き弁装置 (※ 手動 ・ 自動) を設ける。 2) 自動エア抜き弁装置は、標準図 (施工38 (g)) による。 3) 機械室の手動式エア抜き配管で、特記のない場合の保温範囲は原則と して分岐部より2mとする。																																																								
23. 定風量・変風量 ユニット																																																									
24. 冷水水管等のエア抜き																																																									

25. 消音内貼り	1) 空調用の吹出口接続チャンパー及び図示したダクト並びにチャンパー類とする。 2) 内貼りチャンパー類の寸法は、外法寸法とする。 3) 吹出口接続チャンパー以外の内貼したチャンパーには点検口を取付ける。点検口の大きさは、原則として400×600とする。 防振基礎の防振材及び振動絶縁効率は、標準仕様書および標準図によるほか、図示による。 日本冷凍空調工業会 (冷凍空調機器用水質ガイドライン) による。
26. 防振基礎	空調機と機器等は70dB(A)の振動伝達率の100%を予備品 (特付) として納める。 70dB(A)は総台数の ( ・ 50% ・ 100% ) に当たる70dB(A)を予備品 (特付) として納める。 自動巻取り形及びグリスフィルターは装着単位100%を予備品として納める。
27. 空調用流体の水質基準	空調機と機器等は70dB(A)の振動伝達率の100%を予備品 (特付) として納める。 70dB(A)は総台数の ( ・ 50% ・ 100% ) に当たる70dB(A)を予備品 (特付) として納める。 自動巻取り形及びグリスフィルターは装着単位100%を予備品として納める。
28. フィルターの予備品	空調機と機器等は70dB(A)の振動伝達率の100%を予備品 (特付) として納める。 70dB(A)は総台数の ( ・ 50% ・ 100% ) に当たる70dB(A)を予備品 (特付) として納める。 自動巻取り形及びグリスフィルターは装着単位100%を予備品として納める。
排 水 設 備	1. ダクト 2. 排煙口 3. 排煙口開放及び 復帰方式 4. 排煙風量測定
給 湯 設 備	1. 配管材料 ※重複して適用の場合の 使用区分は図示による 2. 弁類 3. 保温
消 火 設 備	1. 配管材料 ※重複して適用の場合の 使用区分は図示による 2. 消火栓の耐圧 3. 保温 4. 屋内消火栓 5. 屋外消火栓
自 動 制 御 設 備	1. システム構成・機能 2. 自動制御機器 3. 自動制御盤 4. 中央監視制御装置 5. 計装工事の配線
衛 生 器 具 設 備	① 一般事項 ② 小便器用節水装置 ③ 自動水栓 ④ 大便器用洗浄弁 ⑤ 温水洗浄便座 ⑥ 器具と排水管接続 7. 水栓
給 水 設 備	① 配管材料 ※重複して適用の場合の 使用区分は図示による ② 弁類 ③ 量水器 ④ 量水器 ⑤ 定水位調整弁 6. 緊急遮断弁装置 7. 水栓柱 ⑧ 不凍水栓柱 ⑨ 水栓 10. タンク 11. 引込納付金等 12. 6ヶ所のコンクリート巻き
排 水 設 備	① 配管材料 ※重複して適用の場合の 使用区分は図示による ② 排水金物

排 水 設 備	3. 汚水、雑排水及び 汚物用水中モーター ポンプ 4. 接続納付金等 5. 樹の割付巻き 6. 満水試験継手	水中形三相誘導電動機は、( ※ 乾式 ・ 油封式 ) とする。 電動機の極数は図示による。 着脱装置、ストレーナー及び水中ケーブルの長さは図示による。 ※ 別途工事 ・ 本工事 小口径等はコンクリート巻き仕上げとする。(但し舗装等の仕上げ 部分は除く。) (施工の際は鉄筋又は、金網で補強を入れること。) 図示の位置に取り付ける。
給 湯 設 備	1. 配管材料 ※重複して適用の場合の 使用区分は図示による 2. 弁類 3. 保温	1) ・ 保温付被覆鋼管 ・ 鋼管 ・ ステンレス鋼管 ・ 耐熱性ライニング鋼管 ・ 架橋PVC管 2) 湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造業者標準品とする。 図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。 ただし、公営水道に直結する部分及び特記部分は、10Kとする。 湯沸器の給排水両側の隠い箇所は保温 h・(イ)・区 を行う。
消 火 設 備	1. 配管材料 ※重複して適用の場合の 使用区分は図示による 2. 消火栓の耐圧 3. 保温 4. 屋内消火栓 5. 屋外消火栓	1) 屋内消火栓 一般配管用 ・ 配管用炭素鋼管 (白管) 地中配管用 ・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 ビット内 (SGP-VS) 2) 連絡送水管 一般配管用 ・ 圧力配管用炭素鋼管 (Sch40) 地中配管用 ・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 (STPG370-VS) 3) 一般配管用 ・ ※ 10K ・ 16K 1) 押水タンクの保温 ※ 施工しない ・ 施工する 2) 充水タンクの保温 ※ 施工しない ・ 施工する 3) 消火配管の保温は次の通り。 (屋外露出、寒冷地は保温種別 e2 (イ)・Ⅶ による) ・ 屋内消火栓 ※ 施工しない ・ 施工する ・ スプリンクラー ※ 施工しない ・ 施工する ・ 連絡送水 ※ 施工しない ・ 施工する ・ 連絡取水 ※ 施工しない ・ 施工する ※ 広範囲型2号消火栓 ・ 2号消火栓 ・ 易操作1号消火栓 ・ 1号消火栓 開閉弁の材質は ・ 鋼製 (要部青銅製) ・ ステンレス鋼製 箱の材質は ※ 鋼製 ・ ステンレス鋼製
ガ ス 設 備	1. 都市ガス設備 2. 配管材料 ※重複して適用の場合の 使用区分は図示による 3. ガス漏れ警報器 4. 充てん容器 5. バルク貯槽 6. ガスメーター 7. 容器廻りの配管 8. 容器転倒防止	ガス事業者の規定する供給約款等の定めによる。 1) 都市ガス ガス事業者の定めによる。 2) 液化石油ガス 一般配管用 ・ 配管用炭素鋼管 (白管) 地中埋設用 ・ ポリエチレン被覆鋼管 ※ 不要 ・ 要 (取付け位置は図示による。外部出力端子 ・ 不要 ・ 要) 警報器から制御盤、遮断弁までの電線管は別途工事とする。 ・ 10kg ・ 20kg ・ 50kg 4本 ※ 借用 ・ 買取り ・ 縦型 ・ 横型 最大充てん量 ____ kg ・ 借用 ※ 買取り 1) 親メーターはガス供給事業者より借用、子メーターは買取りとする。 2) 子メーター計量方式 ( ・ 直読 ・ 遠隔表示 ) 施工方法は標準図 (施工74) の ・ (a) ・ (b) ・ (c) 施工方法は標準図 (施工75) の ・ (a) ・ (b)
浄 化 槽 設 備	1. 処理種別及び方式 2. その他	・ 小規模合併処理 ( ・ 招体流動生物濾過方式 ・ 嫌気分離接触床方式 ) ・ 合併処理 ( ・ 接触床方式 ) 図示による。
雨 水 利 用 設 備	1. システム構成その他 2. 配管材料 3. 弁類 4. 量水器 5. 雨水電動遮断弁 6. 網かご形スクリーン 7. 葉流注入装置	図示による。 1) 一般配管用 ・ ポリ粉体鋼管 (SGP-PA) (SGP-FPA) 2) 土間配管用 ・ ポリ粉体鋼管 (SGP-PD) (SGP-FPD) 3) 地中配管用 ・ 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (H1VP) 図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。 ※ ハルス式 ・ 直読式 ・ ナイフ仕切弁 ・ 偏心式プラグ弁 ・ バタフライ弁 目幅の有効間隔は ( ※ 5mm ・ ____mm ) とする。 構成その他は図示による。
冷 媒 の 回 収 方 法 に つ い て	冷媒の回収方法は次による。回収費・処分費は ( ※ 本工事 ・ 別途工事 ) とする。 (1) 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)」に 従って行い、監督職員に次の書類を提出する。 ○ 第1種フロン類充填回収業者の登録通知書 (都道府県知事登録) の写し ○ 事前確認書の写し ○ 回収依頼書の写し ○ 引取証明書 ○ 破壊証明書の写し (2) ルームエアコン等で、「特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)」の対象と なっているものは、同法に従って「家電リサイクル」冷媒の回収は原則としてポンプダウン による。」を行い、監督職員に次の書類を提出する。 ○ 特定家庭用機器廃棄物管理票 (家電リサイクル券) の写し	

石綿含有設備資材の処理について

I. 石綿を含有する設備資材の撤去方法

- 工事受注者は、施工に先立ち以下の報告を行うこと。  
撤去に先立ち、「大気汚染防止法」の他「労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、建設リサイクル法、地方自治体による条例」等に基づき関係機関と協議を行い、監督職員に報告する。
- 各部位の撤去方法は、以下の内容及び撤去要領図を参考に、計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。
  - ダクトフランジ部  
ダクトフランジ部の撤去は、原則として切断による方法とする。  
1) ダクトの切断に先立ち、飛散防止措置としてダクトフランジ外周部分に、飛散抑制剤の塗布又はビニールテープ貼りを施す。  
2) ダクトの切断は、フランジ部分の両側約100mmの箇所において慎重に行う。  
3) ダクト片側の切断終了後、フランジ内周部分に外周同様に飛散防止措置を施し、もう片側の切断を行う。
  - たわみ継手フランジ部  
たわみ継手フランジ部の撤去は、原則として切断による方法とする。  
1) ダクト及び機器の切断に先立ち、飛散防止措置としてダクトフランジ外周部分に、飛散抑制剤の塗布又はビニールテープ貼りを施す。  
2) ダクト及び機器の切断は、フランジ部分の約100mmの箇所において慎重に行う。  
3) ダクト及び機器の切断終了後、フランジ内周部分に外周同様に飛散防止措置を施す。
  - 配管フランジ部  
配管フランジ部におけるガスケット撤去は、原則として切断による方法とする。  
1) 配管の切断は、フランジ部分にからない箇所において行う。
  - 成形保温材付き配管の曲線部  
成形保温材付き配管の曲線部の撤去は、原則として切断による方法とする。  
1) 配管の切断に先立ち、飛散防止措置として成形保温材に飛散抑制剤の塗布を施すとともに、成形保温材前後の保温材を撤去する。  
2) ビニールシート等で成形保温材を包み配管表面でテープ止めとし密閉する。  
3) 配管の切断は、密閉部分の両側約100mmの箇所において慎重に行う。

II. 石綿を含有する設備資材の処理方法 (※撤去費・運搬費・処分費は別途)

- 処理に先立ち、関係機関と協議を行い計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- 石綿含有廃棄物であることを表示すると共に、石綿飛散防止対策として「大気汚染防止法」の他、「労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、建設リサイクル法、地方自治体による条例」等に基づき構外搬出適切処理とする。
- 構外搬出適切処理後、監督職員へ報告書を提出する。
- 石綿含有設備機器については、施設管理者及び監督職員と協議の上、適切に処理を行う。

建築物解体工事 (機械設備の部)

I. 工 事 概 要 (解体工事の部)

- 工 事 内 容 (解体工事の部)
  - 特記仕様書 (機械設備の部) I. 2. 建物概要に記載された取り壊し建築物の撤去を行う。
  - 上記撤去範囲部分は、地中埋設部分を含めて全て撤去する。  
アスファルト舗装及びコンクリート舗装の路盤撤去、埋め戻し・整地は別途建築工事とする。
  - 本工事による撤去機器、配管及び樹類は、場内の指定場所に集積する。(図面は参考とする)
    - 建物については
      - 重機作業に影響のある以下の機器を、建築工事の重機作業に先行して撤去する。  
図示された機器のうち、太線またはハッチング等により明示されたもの。  
(コンクリート基礎の撤去は建築に含む。)
      - 人体及び地球環境に影響を及ぼす冷媒等の回収・破壊処理を行う。  
フロンガスは「冷媒の回収方法について」による。
      - 熱源の残油はタンク及び配管を含み回収し、適切に処理するものとし、  
( ※ 本工事 ・ 別途工事 ) とする。
    - その他の機器及び配管・ダクト類について、処理に関する記載のない事項は、全て重機による取り壊しとする。
  - 屋外埋設機器及び配管・樹類については全て撤去する。  
図示された樹類のうち、量水器樹、弁樹、散水栓BOX、ため樹、インパット樹は、  
建築工事の重機作業の後に機械設備にて撤去する。  
配管およびプラスチック樹は建築工事の重機作業に含む。
  - 給水、排水、ガス設備については指定工事店により、閉栓工事を行う。
  - 撤去する配管、ダクト (付属品含む) の保温材の分離は原則として中間処理上で行う。  
5) 浄化槽内の汚泥採取、清掃、消毒を施した後、撤去する。  
(浄化槽内の汚泥採取、清掃、消毒は施設管理者側で実施し本工事では実施しない)

- 工 事 仕 様 (解体工事の部)
- 特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)」(以下、「解体共通仕様書」という。) により、解体共通仕様書に記載されていない事項は、特記仕様書 (機械設備工事の部) による。

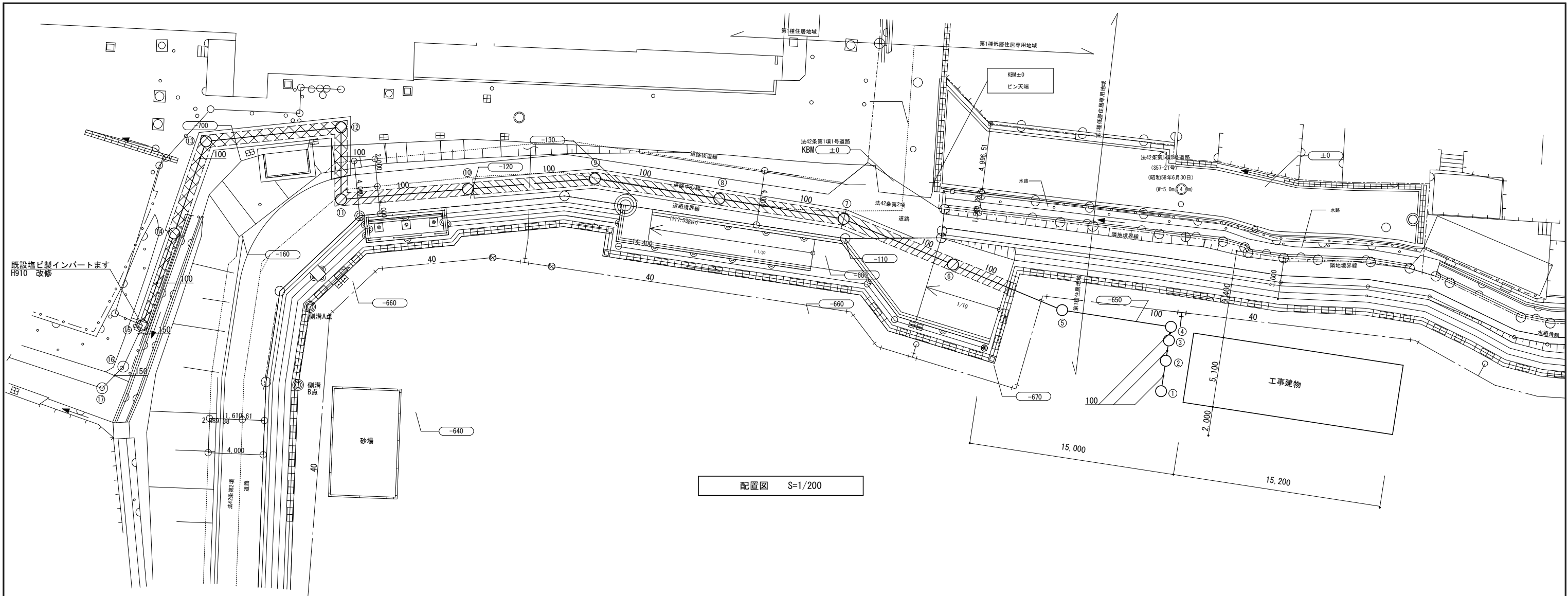



 有限会社 MasMas 一級建築士事務所  
 一級建築士事務所 広島県知事登録 第24(1)-4585号  
 一級建築士 第325897号 小松木 靖之

設計者	
意匠	構造
○	○

69 令和8年度 小学校施設整備事業  
 川上小学校屋外便所新築工事(機械)  
70 付近見取図 S=1/5000

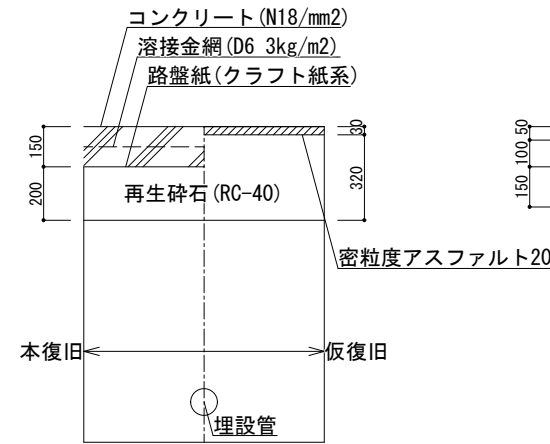
M-03  
 A2 : 100%  
 A3 : 71%



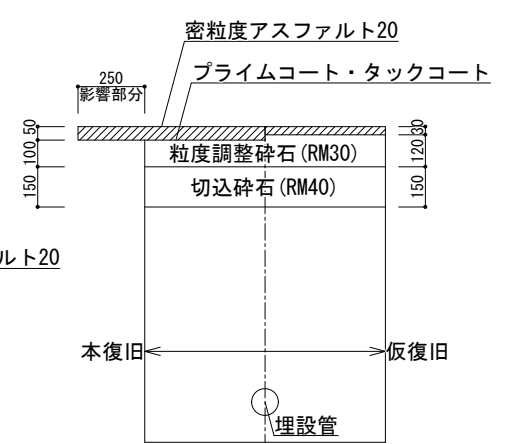
管種凡例			
記号	名称	備考	
— — — —	給水管(屋外)	水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP)	JIS K 6742
— — — —	給水管(屋内)	一般水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP)	JIS K 6742
— — — —	給水管(屋内)	土間下 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP)	JIS K 6742
— — — —	汚水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	JIS K 6741
— — — —	雑排水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	JIS K 6741
— — — —	通気管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	JIS K 6741
— — — —	屋外排水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) (樹間)	JIS K 6741
— — — —	換気ダクト	スパイラルダクト(亜鉛鉄板製)	
— — — —	既設配管		
— — — —	配管スリーブ		
⊗	止水栓(GV)		
○	排水樹		
← DG	ドアガラリ	(建築工事)	
[ ]	矢板範囲		
[ ]	コンクリート舗装		
[ ]	アスファルト舗装		
[ ]	アスファルト舗装	A-5-10にて復旧	

復旧構成(車道舗装構造)

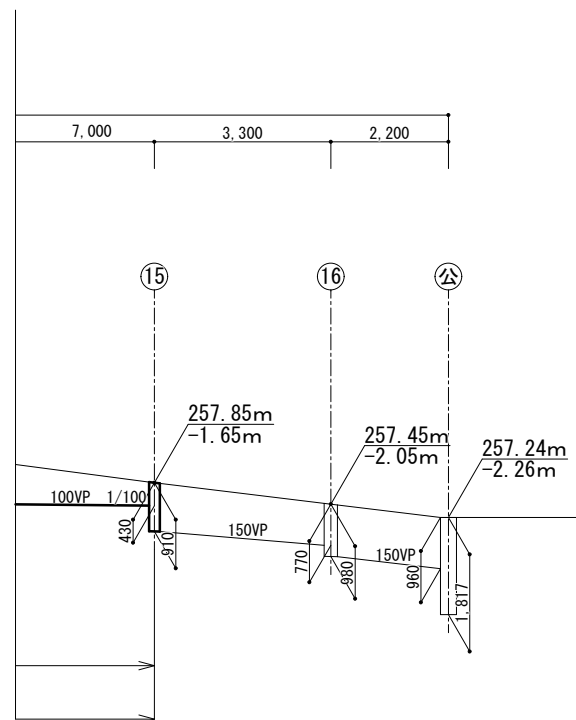
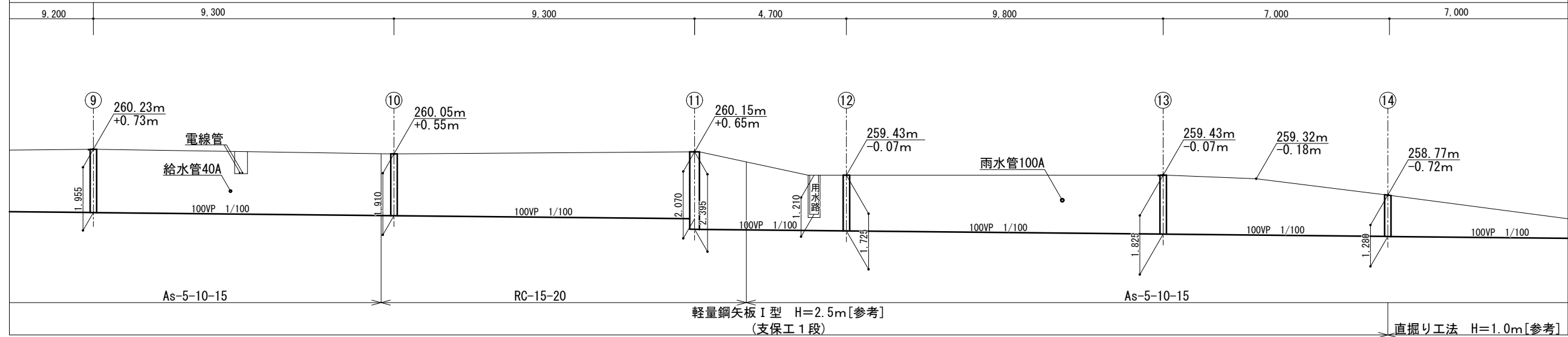
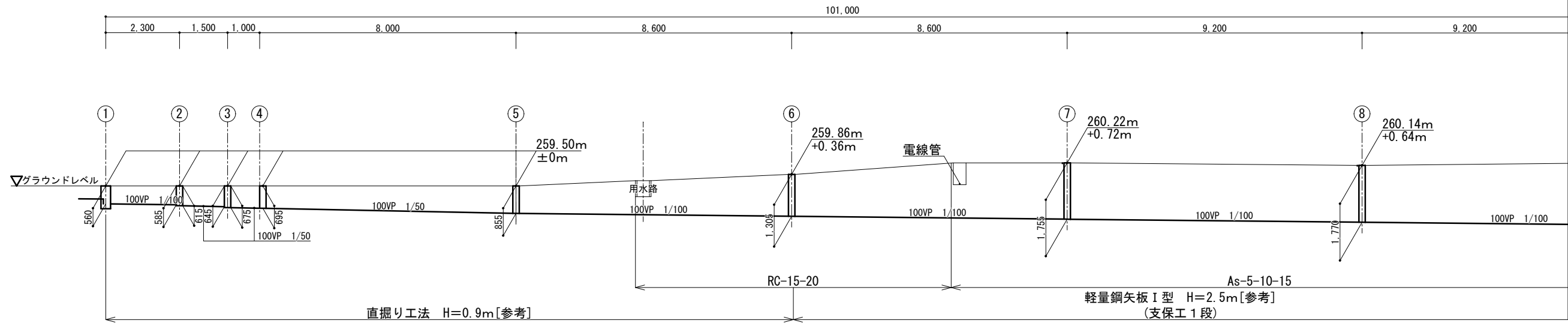
アスファルト舗装(1車線道路で大型車両の通行が少ない車道の場合) 本復旧	アスファルト舗装(1車線道路で大型車両の通行が少ない車道の場合) 仮復旧
表層(密粒度アスファルト20)5cm	表層(密粒度アスファルト20)3cm
上層路盤(粒度調整碎石RM30)10cm	上層路盤(粒度調整碎石RM30)12cm
下層路盤(切込碎石RC40)15cm	下層路盤(切込碎石RC40)15cm
コンクリート舗装(1車線道路で大型車両の通行が少ない車道の場合) 本復旧	アスファルト舗装(1車線道路で大型車両の通行が少ない車道の場合) 仮復旧
表層(コンクリートN18/mm2)15cm	表層(密粒度アスファルト20)3cm
路盤(切込碎石RC40)20cm	路盤(切込碎石RC40)32cm



コンクリート舗装構造図



アスファルト舗装構造図



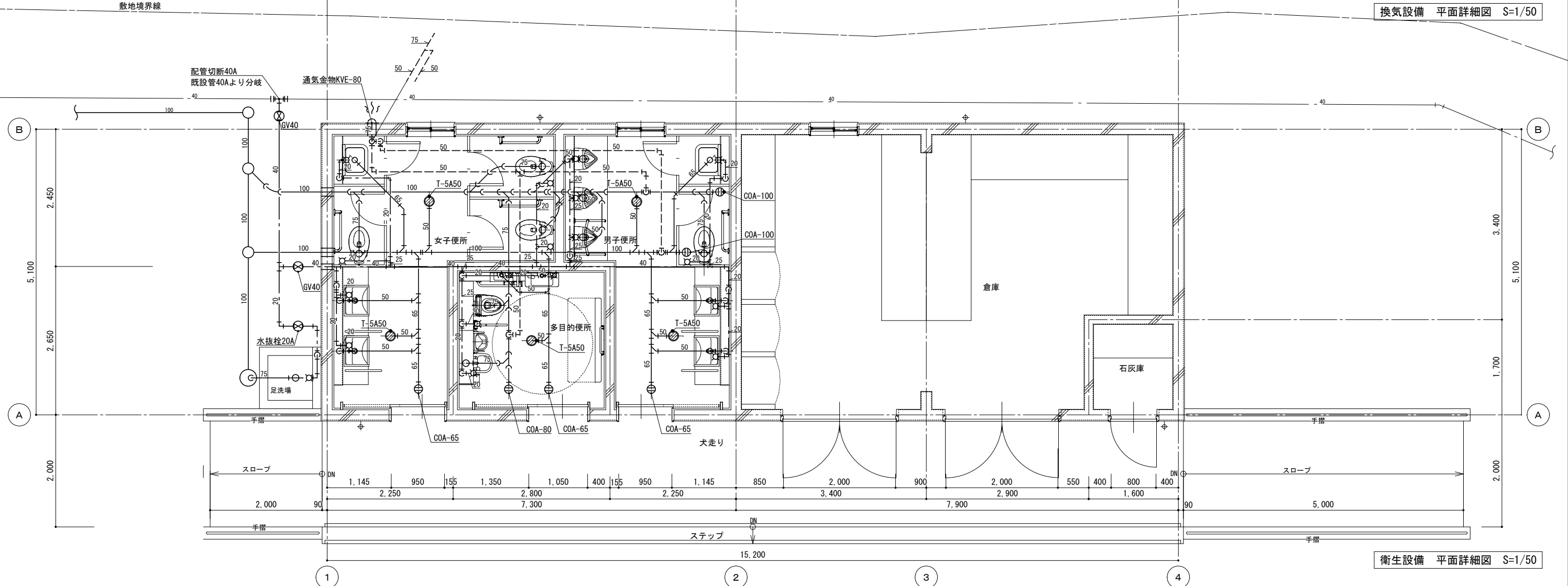
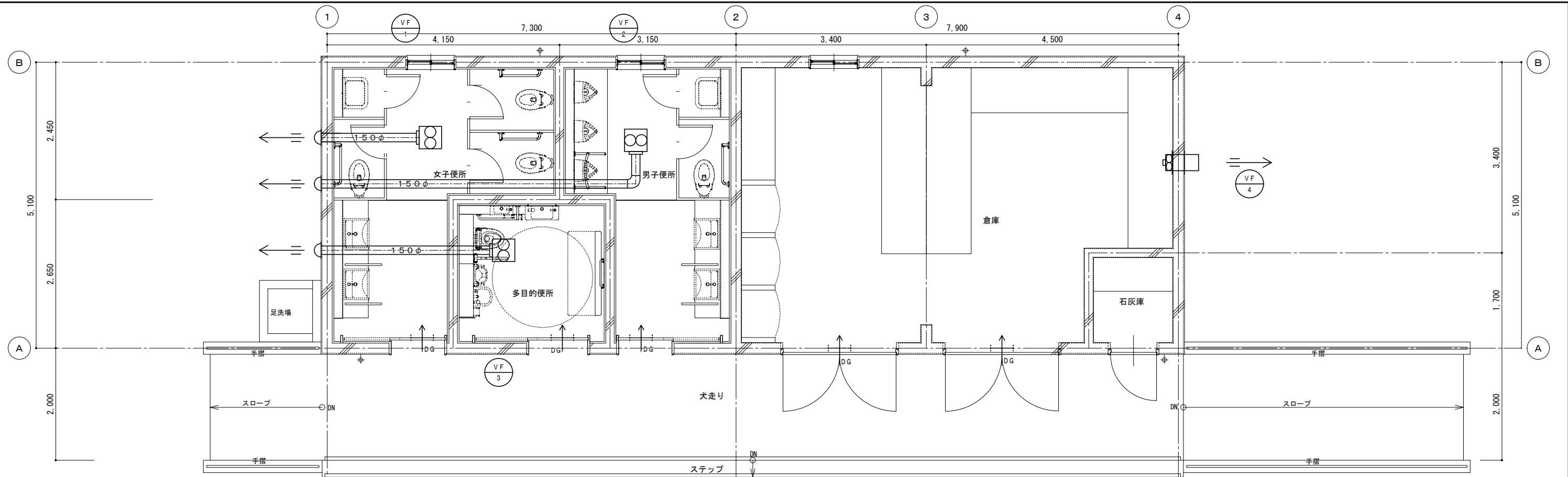
樹リスト

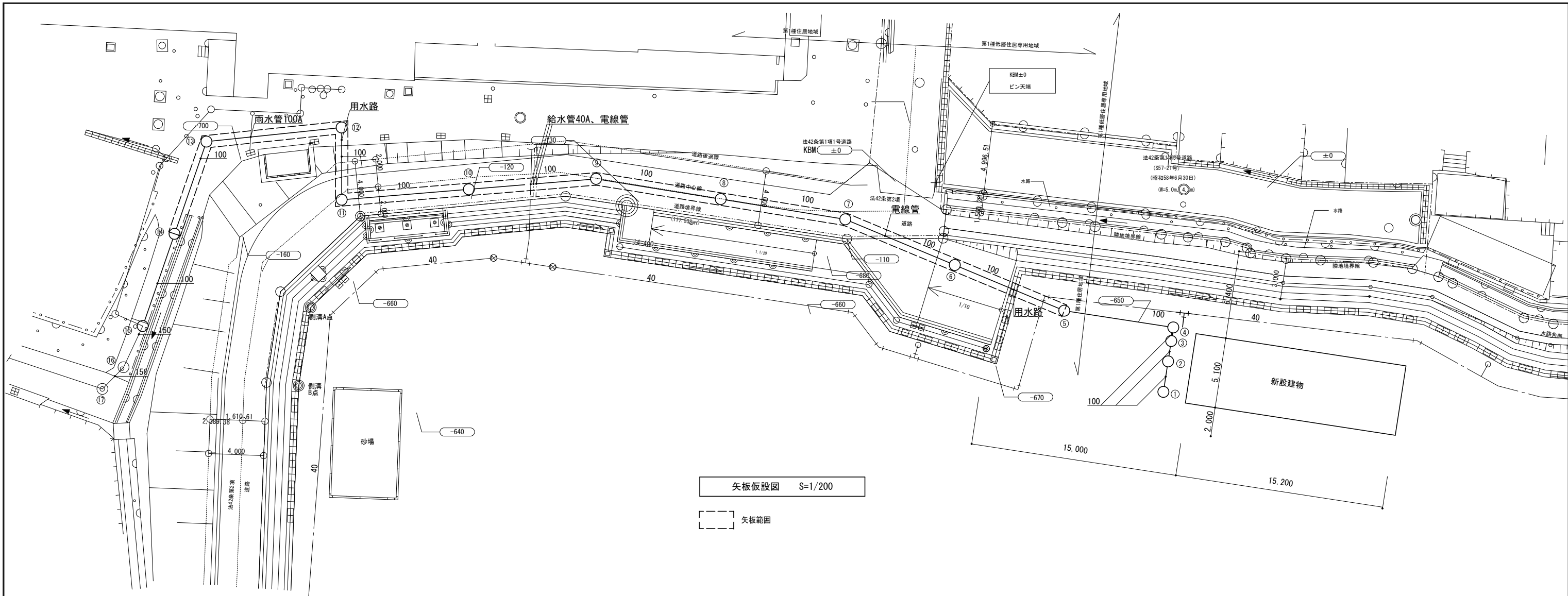
NO	樹名称	管底レベル	樹の大きさ (管径-樹径-タイプ)	蓋の種類	配管勾配	備考
①	塩ビ製ため樹	-560	75-300-90L	防護ハット付防護蓋200φ (T14)	勾配 1/100	新設
②	塩ビ製インバート樹	-625	100-150-90YS	防護ハット付防護蓋200φ (T14)	勾配 1/50	新設
③	塩ビ製インバート樹	-675	100-150-90YS	防護ハット付防護蓋200φ (T14)	勾配 1/50	新設
④	塩ビ製インバート樹	-685	100-200-90L	防護ハット付防護蓋200φ (T14)	勾配 1/50	新設
⑤	塩ビ製インバート樹	-855	100-200-ST	防護ハット付防護蓋200φ (T14)	勾配 1/100	新設
⑥	塩ビ製インバート樹	-1,305	100-200-ST	防護ハット付防護蓋200φ (T14)	勾配 1/100	新設
⑦	塩ビ製インバート樹	-1,755	100-200-ST	防護ハット付防護蓋200φ (T14)	勾配 1/100	新設
⑧	塩ビ製インバート樹	-1,770	100-200-ST	防護ハット付防護蓋200φ (T14)	勾配 1/100	新設
⑨	塩ビ製インバート樹	-1,955	100-300-ST	防護ハット付防護蓋300φ (T8)	勾配 1/100	新設
⑩	塩ビ製インバート樹	-1,910	100-300-ST	防護ハット付防護蓋300φ (T8)	勾配 1/100	新設
⑪	塩ビ製インバート樹	流入-2,070 流出-2,395	100-300-90DRL	防護ハット付防護蓋300φ (T8)	勾配 1/100	新設
⑫	塩ビ製インバート樹	-1,725	100-200-90L	防護ハット付防護蓋200φ (T8)	勾配 1/100	新設
⑬	塩ビ製インバート樹	-1,825	100-200-90L	防護ハット付防護蓋200φ (T8)	勾配 1/100	新設
⑭	塩ビ製インバート樹	-1,280	100-200-ST	防護ハット付防護蓋200φ (T8)	勾配 1/100	新設
⑮	塩ビ製ドロップ樹	流入-430 流出-910	150-200-90DXY	防護ハット付防護蓋200φ (T8)	勾配 1/50	新設
⑯	塩ビ製ドロップ樹	流入-770 流出-960	150-250-90DR	鉄蓋φ250		既設
公	公共樹	-1810		鉄蓋φ350		既設

衛 生 器 具 表								
器 具 名	参 考 品 番		仕 様	合 計	多 目 的 便 所	男 子 便 所	女 子 便 所	屋 外
	(TOTO)	(LIXIL)						
洋風大便器	CFS498BC	BC-P110SM, DQ-PA150CH	フラッシュタンク式, 床給水, 排水金具, ソケット, 掃除口付き その他付属品一式	4		1	3	
暖房便座	TCF116P	CF-18ALP-CK	ふた無し, 金属プレート ・・・AC100V	4		1	3	
紙巻器	YH117	CF-32H	本体SUS製, 棚無し, 1連	4		1	3	
擬音装置	YES400DR	KS-623	露出, 手かざし, 乾電池	3			3	
小便器 (壁掛)	UFS900R	U-A51AP	低リップ, 自動FV その他付属品一式 ・・・AC100V	3		3		
カウンター式洗面器	LS351C, TLE28SS1W	L-2150ANC, AM-300C, LF105PAL	台付自動水栓(発電), 壁給水, 壁排水, 水石けん入れ無し その他付属品一式	4		2	2	
上記カウンター (建築工事)				(2)		(1)	(1)	
化粧鏡 (建築工事)			900H×600W	(4)		(2)	(2)	
掃除流し	SK22A, TK22, TN114, T9R	S-202A, LF-7KEZ-19-U	壁給水, 床排水	2		1	1	
	HH04060, T37SGEP, T23AEQ20	SF-20SAF-P, SF-10E, SF202						
洋風大便器	CFS498BLCK	BC-P110SMA, DQ-PA150CH	フラッシュタンク式, ソケット, 掃除口付き, 壁給水, 床排水	1	1			
洗浄便座	TCF5831AUPR	CW-PA21LQE-NEC-R1	ふた無し, 金属プレート, 発電リモコン(便器洗浄リモコン共), 擬音装置	1	1			
紙巻器	YH701	CF-63HST	本体SUS製, 棚板SUS製, フロントワンタッチ	1	1			
背もたれ (建築工事)				(1)	(1)			
洗面器	LSB125AN, TENA125AW, T6PM16	LF-A951ME, LF-30PAL, A6223	自動水栓(発電), 壁給水, 壁排水, 水石けん入れ無し その他付属品一式	1	1			
	YKH50A	KF-87	化粧棚					
壁掛け手洗器	LSA90AAPR	AWL-71U2AM	自動水栓(給水) ・・・AC100V	1	1			
オストオメイトバック	UAS81LDB1NW	PTOM-B210W	紙巻器, 水石けん入れ, 電気温水器, 停電時洗浄レバー ・・・AC100V	1	1			
化粧鏡 (建築工事)			1, 100H×360W	(1)	(1)			
多目的シート (建築工事)			折りたたみ	(1)	(1)			
ベビーチェア (建築工事)				(1)	(1)			
跳ね上げ手すり (建築工事)				(1)	(1)			
手すり (建築工事)				(5)	(1)	(1)	(3)	
小便器用手すり (建築工事)				(1)		(1)		
単水栓	T200CSUN13	LF-7RG-13-U	キー式, 寒冷地用	1				1
水抜栓			20A BOX付	1				1
止水栓			GV40 BOX付	2				2
配管掃除口			COA100	2		2		
			COA75	1	1			
			COA65	3	1	1	1	
排水目皿			T5A 50A	5	1	2	2	

換気機器表							
記号	名称	仕様	電源			台数	設置場所
			φ	V	kW		
VF-1	天井扇	型式：低騒音形				1	女子便所
		仕様：410m3/h×80Pa	1	100	0.082		
		付属品：SUS深形フード（SUS防虫網付・指定色塗装）150φ					
		天吊金具					
VF-2	天井扇	型式：低騒音形				1	男子便所
		仕様：350m3/h×80Pa	1	100	0.082		
		付属品：SUS深形フード（SUS防虫網付・指定色塗装）150φ					
		天吊金具					
VF-3	天井扇	型式：低騒音形				1	多目的便所
		仕様：190m3/h×20Pa	1	100	0.0295		
		付属品：SUS深形フード（SUS防虫網付・指定色塗装）150φ					
		天吊金具					
VF-4	換気扇	型式：壁付形 羽径25cm				1	倉庫
		仕様：660m3/h	1	100	0.0245		
		付属品：SUS製ウェザーカバー（SUS防虫網付・指定色塗装）					
		取付枠					
特記事項							
1. 排気ダクトは外壁より1mまで保温（GW25mm）を行う。							
2. 換気ダクトは不燃材料とする。							
3. 電気容量は参考値とする。							

制御配線工事区分表			
機器名	工事種別	機械設備工事	電気設備工事
・換気扇	一次側電源配管配線	—	● 配管・配線・接続
	スイッチ	—	● 本体及び取付け
	同上配管配線	—	● 配管・配線





矢板仮設図 S=1/200

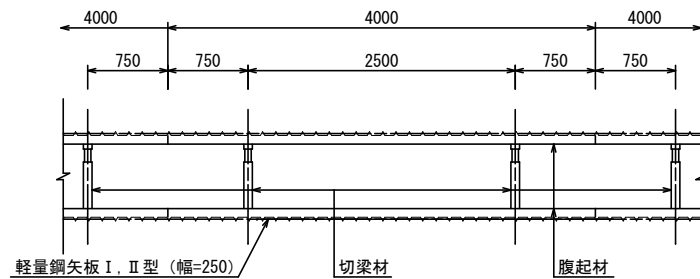
--- 矢板範囲

平均掘削深(m)	矢板種別	矢板長(m)	備考
1.5 < H ≤ 1.8	軽量鋼矢板 (I型)	2.0	支保工 1段
1.8 < H ≤ 2.0	"	2.5	"
2.0 < H ≤ 2.3	"	2.5	支保工 2段
2.3 < H ≤ 2.8	"	3.0	"
2.8 < H ≤ 3.3	"	3.5	"

管路土留工標準図

(軽量鋼矢板・建込引抜工)

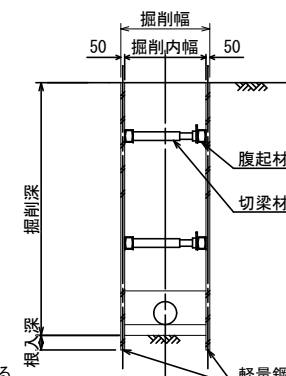
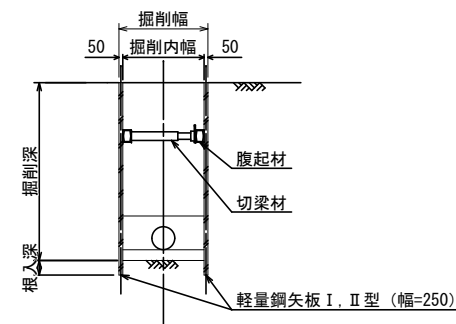
平面図



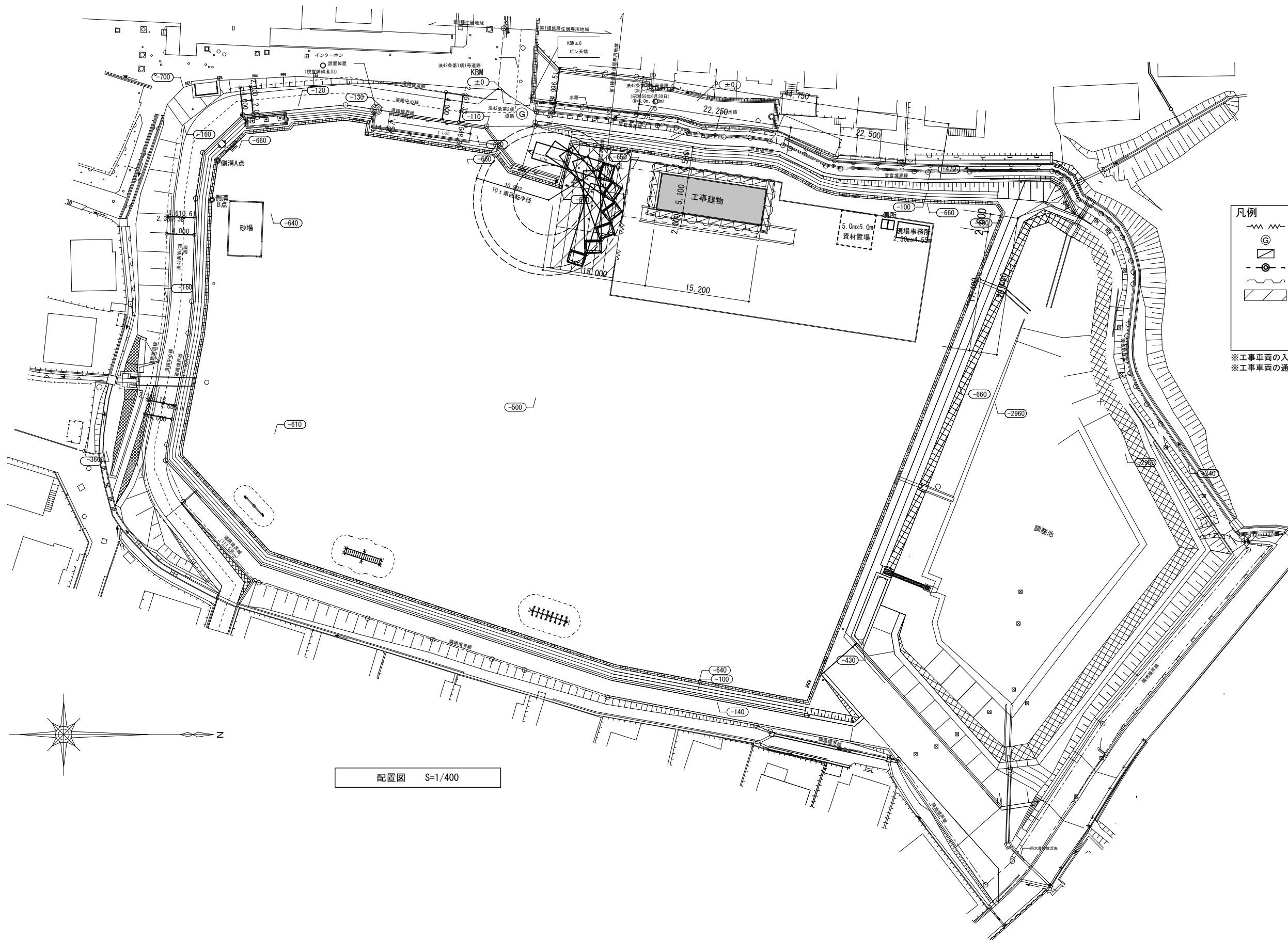
軽量鋼矢板 支保1段  
[H ≤ 2.0]

断面図

軽量鋼矢板 支保2段  
[2.0 < H ≤ 3.3]



軽量鋼矢板は20cm程度の根入れが必要である。  
矢板厚は、両側で100mmを見込んでいる。



- 凡例**
- キャスターゲート W=5400 H=1800 (建築工事)
  - ⊙ 成形鋼板 H=3000 L=124m (建築工事)
  - ⊠ くさび緊結足場 W=900 (建築工事)
  - ⊙ - 交通誘導警備員 (指定) 5人
  - メッシュシート貼 (建築工事)
  - ▨ 仮設敷鉄板 t=22 (建築工事)

※工事車両の入退場は、登下校時間外とすること  
 ※工事車両の通行ルートは監督職員と協議のうえ決定すること

配置図 S=1/400

# 参 考 数 量 書

工事名称：令和8年度 小学校施設整備事業  
川上小学校屋外便所新築工事（機械）

## <注意事項>

- 1 本工事は、数量公開の対象工事です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。  
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。
- 3 この参考数量書の内容に疑義のある場合は、設計図書に対する質疑書とは別に、別添様式の「数量に関する参考質問応答書」を提出すること。なお、提出期間、閲覧期間及び提出・閲覧方法は、入札公告の質問書提出期間、回答書閲覧期間に掲げる期間及び提出・閲覧方法とする。

## 数量に関する参考質問応答書

番号	質 問 事 項	回 答
工事名称	令和8年度 小学校施設整備事業 川上小学校屋外便所新築工事（機械）	
見積者名	印	
東広島市 都市交通部 営繕課		

工事名称 令和8年度 小学校施設整備事業  
川上小学校屋外便所新築工事（機械）  
工事場所 東広島市八本松飯田五丁目

- 単価適用年月日
- ・宮繕工事市場単価 令和8年春号
- ・宮繕工事複合単価 令和8年3月労務
- ・刊行物
- 建設物価 2026-4月号
- 積算資料 2026-4月号
- 建築コスト情報 2026-4月号（春号）
- 建築施工単価 2026-4月号（春号）
- ・公共工事設計労務単価 (令和8年3月)
- ・広島県 令和7年度～8年度 建設発生土処分先一覧表 (令和8年4月改定)
- ・広島県 令和7年度 再資源化施設一覧表
- 【コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊】 (令和8年2月一部改定)
- ・広島県 令和7年度 再資源化施設一覧表
- 【建設発生木材】 (令和8年1月一部改定)

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
機械設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		











機械設備工事 細目別内訳

屋外便所		衛生器具設備				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
洋風便器	フラッシュタンク式 暖房便座	4	組			
洋風便器	フラッシュタンク式 洗浄便座	1	組			
紙巻器	SUS製 柵無し	4	個			
紙巻器	SUS製 柵あり	1	個			
撥音装置		3	個			
小便器	フラッシュバルブ式	3	個			
カウチ式洗面器	自動水栓	4	個			
洗面器	自動水栓	1	個			
掃除流し		2	個			
手洗器	自動水栓	1	個			
木製トイレット	紙巻器 水石けん入れ 電気温水器	1	組			
据付費		1	式			別紙 00-0003
計						

機械設備工事 細目別内訳

屋外便所		給水設備		屋外給水設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
給水・耐衝撃性ホリ塩ビ管(HIVP)	地中配管 20A	4	m			
給水・耐衝撃性ホリ塩ビ管(HIVP)	地中配管 40A	4	m			
配管切断(樹脂管類)・手間のみ	配管切断 40A 保温無	2	か所			
単水栓	13A キー式 寒冷地用	1	個			
水抜栓	20A ホックス共	1	個			
仕切弁(管端防食IP)	10K(ねじ・給水用) 20A	2	個			
弁柵	機械ハックホ0.45m3 VC-P(550H)	2	組			
計						











屋外便所		衛生器具設備				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
据付費		1	式			別紙 00-0003
大便器 取付	タワ式 温水洗浄便座	5	組			
紙巻器 取付	紙巻器のみ取付の場合	6	個			
擬音装置 取付費		3	個			
小便器 取付	洗浄弁式壁掛小便器 大形	3	組			
洗面器 取付	自動水栓 1個付 大	5	組			
掃除流し 取付		2	組			
手洗器 取付	壁掛けそで付き、自動水栓1個	1	組			
壁掛形汚物流し工口 取付	水石入れ、紙巻器、温水器を含む	1	組			
計						

屋外便所		給水設備			屋内給水設備	
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
保温		1	式			別紙 00-0004
給水管 保温	ガラスケル 暗渠内 着色アルミガラスケル 20A	28	m			
給水管 保温	ガラスケル 暗渠内 着色アルミガラスケル 25A	4	m			
給水管 保温	ガラスケル 暗渠内 着色アルミガラスケル 40A	7	m			
計						

屋外便所		排水設備		屋外排水設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
樹類		1	式			別紙 00-0006
小口径ため桧	T-14 桧径300	1	組			
ブラフック桧 (鋳鉄製防護ふた)	桧径150 最大排水管径100 90YS 501～800 T-14 蝶番ロック式	2	組			
ブラフック桧 (鋳鉄製防護ふた)	桧径200 最大排水管径100 90L、45L 501～800 T-14 蝶番ロック式	1	組			
ブラフック桧 (鋳鉄製防護ふた)	桧径200 最大排水管径100 ST 801～1200 T-14 蝶番ロック式	1	組			
ブラフック桧 (鋳鉄製防護ふた)	桧径200 最大排水管径100 ST 1201～1500 T-14 蝶番ロック式	1	組			
ブラフック桧 (鋳鉄製防護ふた)	桧径200 最大排水管径100 ST 1701～1800 T-14 蝶番ロック式	2	組			
ブラフック桧 (鋳鉄製防護ふた)	桧径300 最大排水管径100 ST 1901～2000 T-8 蝶番ロック式	2	組			
ブラフック桧 (鋳鉄製防護ふた)	300-100-90DRL 2395H 材工共	1	組			
ブラフック桧 (鋳鉄製防護ふた)	桧径200 最大排水管径100 90L、45L 1701～1800 T-8 蝶番ロック式	1	組			
ブラフック桧 (鋳鉄製防護ふた)	桧径200 最大排水管径100 90L、45L 1801～1900 T-8 蝶番ロック式	1	組			
ブラフック桧 (鋳鉄製防護ふた)	桧径200 最大排水管径100 ST 1201～1500 T-8 蝶番ロック式	1	組			
ブラフック桧 (鋳鉄製防護ふた)	桧径200 最大排水管径150 DRY、DRW 801～1200 T-8 蝶番ロック式	1	組			
ブラフック桧 (鋳鉄製防護ふた)	桧径250 最大排水管径125 DR 801～1200 T-8 蝶番ロック式	1	組			
計						

屋外便所		排水設備		屋外排水設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
土工事		1	式			別紙 00-0007
根切り(機械)	ハック約 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式加-ラ型	135	m3			
山砂		25	m3			
埋戻し	機械ハック約 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式加-ラ型	110	m3			
土工機械運搬	根切り、埋戻し -	1	往復			
(舗装撤去)						
コンクリート舗装撤去	表層 t150 碎石 t200 集積共	19	m <sup>2</sup>			
アスファルト舗装撤去	表層 t50 碎石 t250 集積共	79	m <sup>2</sup>			
カッター入れ	撤去部	110	m			
アスファルト舗装復旧撤去	表層:t30 碎石:t20 集積共	43	m <sup>2</sup>			
アスファルト舗装復旧撤去	表層:t30 碎石:t120 集積共	10	m <sup>2</sup>			
カッター入れ	復旧部	168	m			
【舗装】						
(舗装復旧)						
アスファルト舗装	車道部 表層3-上路盤12-下路盤15 路床整正含む	43	m <sup>2</sup>			

屋外便所		排水設備		屋外排水設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
土工事		1	式			別紙 00-0007
アスファルト舗装	車道部 表層3-路盤32 路床整正含む	10	m <sup>2</sup>			
(舗装本復旧)						
アスファルト舗装	A-5-10 密粒 路盤整正含む	37	m <sup>2</sup>			
コンクリート舗装	車道部 表層150(溶接金網共) 特に狭い場所 人力 再生クマツタラシ	10	m <sup>2</sup>			
舗装機械運搬 (アスファルトフィニッシャー)		1	往復			
舗装機械運搬 (振動ロー)		1	往復			
【山留工事】						
簡易山留工事	軽量鋼矢板 型 H=2.5m	1	式			別紙 00-0007/00-001
計						

屋外便所		排水設備		屋外排水設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
簡易山留工事	軽量鋼矢板 型 H=2.5m	1	式			別紙 00-0007/00-001
鋼矢板	賃料 1ヶ月以内	379	m <sup>2</sup>			
鋼矢板	打ち込み	379	m <sup>2</sup>			
鋼矢板	引き抜き	379	m <sup>2</sup>			
山留支保工	1段	379	m <sup>2</sup>			
計						



